

公的研究費の不正防止に関する基本方針

株式会社ニッポンジーンは「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成 19 年 2 月 15 日 文部科学大臣決定 平成 26 年 2 月 18 日改正)に基づき、競争的資金等を中心とした公募型の研究資金(以下「公的研究費」という。)について、不正防止を図るための基本方針を以下の通り定める。

1. 責任体制の明確化

公的研究費の運営・管理を適正に行うため、次の通り責任者を定める。

最高管理責任者

全体を統括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負うものとして、代表取締役がその任にあたる。

統括管理責任者

最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとして、取締役副社長がその任にあたる。

コンプライアンス責任者

各部署における公的研究費の運営・管理について、実質的な責任と権限を持つものとして、部署を担当する組織の責任者または責任者が任命した者がその任にあたる。

2. 不正防止計画の策定と実施

公的研究費の不正使用を未然に防止するため、不正防止計画を策定し、実施する。

3. 不正が発生した場合

不正が発生した場合は当該者に厳正な処分を行うとともに、不正使用を行った要因を把握し、再発防止へ向けた対策を講じる。

4. 公的研究費の相談・通報窓口

株式会社ニッポンジーン 総務部

〒930-0982 富山市荒川一丁目 1 番 25 号

TEL 076-443-9555

FAX 076-443-9120